

公益財団法人東京陸上競技協会 登 録 規 程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 公益財団法人東京陸上競技協会（以下「この法人」という。）定款第5条に規定する加入団体及び登録会員、第6条に規定する加入、第7条に規定する脱退に関する事項については、この規程の定めるところによる。

第2章 会 員

(資 格)

第2条 以下の資格を備えた団体、個人はこの法人の会員になることが出来る。

- ① 正会員：この法人の目的に賛同する団体の構成員から小・中学校、高等学校在学者を除いた登録者が10名以上で構成し、事務所を東京都内に有する団体。
- ② 准会員：この法人の目的に賛同する団体の構成員から小学生を除いた登録者が5名以上で構成し、事務所を東京都内に有する団体。団体登録の要件を満たさない団体の構成員及び都内に居住または勤務する個人。
- ③ 准団体：この法人の目的に賛同する団体の構成員から小・中学校、高等学校在学者を除いた登録者が1人から5人未満で小学生を含む5名以上で日本陸連に登録をする小学生の団体。

2. 正会員、准会員、**准**団体は、主たる活動拠点が東京都内であること。

(入会の申請)

第3条 前条の資格を備えた入会希望者は、別紙様式第1号により入会申請書を提出しなければならない。

(定款等の遵守)

第4条 入会を認められた正会員、准会員、**准**団体は、この法人の定款及び諸規程を遵守しなければならない。

(退 会)

第5条 正会員、准会員、准団体が退会しようとするときは、定款第7条の規定に基づき、別紙様式第2号により退会届を提出しなければならない。

第3章 登 録

(登 録)

- 第6条 この法人の会員のうち正会員、准会員、准団体はこの規程の定めるところにより、公益財団法人日本陸上競技連盟の登録規程に基づき登録を行うものとする。
2. 加入団体は、毎年度の指定期日までに登録会員の登録更新をするものとし、同一年度内において二つ以上の加入団体から登録することはできない。
 3. 登録会員の追加変更があった場合は、その都度速やかに届け出なければならない。
 4. 登録会員が他の道府県の加入団体に移籍変更したときは6ヵ月を経なければ、公認陸上競技大会に出場することができない。但し、同一企業内で転勤、出向などで新旧加入団体がその所属の変更をやむを得ないものと認めた場合はこの限りではない。

（団体登録）

- 第7条 この法人の正会員、准会員、准団体の内で団体要件を満たしている団体、また、小学生で構成するクラブは団体登録ができる。
2. 団体登録は、競技会に出場する際など、競技者の所属チーム名として団体の名称を使用できる。団体登録は年度毎に登録者を一括して登録・更新するものとし、同一年度内において二つ以上の団体登録はできない。
 3. 団体登録は、登録者に追加又は変更があった場合は、その都度速やかに届け出なければならない。

（個人登録）

- 第8条 東京都内に居住又は勤務する団体登録者でない個人は個人登録とし、その所属は東京陸上競技協会（略称：東京陸協）とする。
2. 個人登録者は年度毎にその登録を更新するものとする。

（小学生登録）

- 第9条 日本陸連登録する小学生で正会員・准会員の構成員として登録する。
2. 正会員・准会員ではなく日本陸連登録する小学生は5名以上の構成員で、「准団体登録」をする。構成員は小・中学校・高等学校在学者を除いた登録者が1人から5人未満で小学生を含む5名以上であること。
 3. 日本陸連登録をしない小学生は1名以上で団体登録をすることができる。団体登録した団体は所属を登録したクラブ名とする。ただし、クラブ名を使用しないものは個人扱いとし、所属名称は東京陸協とする。

（中学生登録）

- 第10条 中学校の生徒の登録は、学校単位で団体登録する。

（高校生登録）

- 第11条 高等学校及び定時制通信制高等学校の生徒の登録は、学校単位で団体登録する。

(中学生・高校生クラブ登録)

第 12 条 中学生、高校生に関しては、在学している学校とそれ以外の加入団体（クラブ等）の両方に登録することが出来る。登録に関しては中学生登録、高校生登録の規定に準じ、加入団体(クラブ等)単位で団体登録するものとする。ただし、同一競技会(予選大会から全国大会まで通して)には、いずれか一方の所属でのみ出場できる。

第 4 章 入会金及び登録料

(入会金)

第 13 条 入会する団体は以下の入会金を納入しなければならない。

- ① 正会員の団体 50,000 円
- ② 准会員の団体 25,000 円
- ③ 小学生のみの准団体 10,000 円
- ④ 准会員の団体が正会員の要件を満たしたときは正会員として、25,000 円を新たに納入しなければならない。
- ⑤ 小学生のみの准団体が准会員及び正会員の要件を満たしたときは准会員、正会員として、それぞれの差額を新たに納入しなければならない。
- ⑥ 正会員の団体が正会員の要件を満たせなくなったときは、5 名以上の構成員を持って准会員として団体登録できる。団体として継続扱いとし、准会員としての入会金は発生しない。
- ⑦ 納入された入会金はいかなる理由でも返金しない。

(個人登録料)

第 14 条 正会員、准会員、准団体は、登録の際、若しくは更新の際、毎年、次の登録料を納入しなければならない。また、小学校、中学校、高等学校の在学学生及び日本学生連合に登録し、東京登録をした大学生は以下の登録料を納めなければならない。

- ① 正会員構成員の登録料 年額 3,100 円／人
- ② 准会員構成員及び個人の登録料 年額 3,600 円／人
- ③ 小学生登録料 年額 500 円／人
- ④ 中学生登録料 年額 800 円／人
- ⑤ 高校生登録料 年額 800 円／人

- | | | |
|-----------------|----|-----------|
| ⑥ 中学生・高校生クラブ登録料 | 年額 | 800 円／人 |
| ⑦ 学連登録大学生 | 年額 | 1,000 円／人 |

2. 日本陸上競技連盟が登録料を設定した額を1項で東京陸上競技協会に納入する年額登録料に上乗せして登録会員は納めなければならない。

第5章 会費の使途

(会費の使途)

第15条 第13条の入会金及び第14条の登録料は、毎年度における合計金額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

第6章 補 則

(規程の改正)

第16条 この規程は、理事会の議決により、改正を行うことができる。

附則

1. この規程は2016年(平成28年)4月1日から施行する。

附則

2. この規程は2020年(令和2年)10月15日から施行する

附則

3. この規程は2022年(令和4年)12月19日から施行する